

「生徒とのSNS等の使用に係る校内ルール」

県立小出高等学校

- ① 教職員と生徒の間でSNS等(ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等)を使用する場合は、教育活動(部活動・行事指導・授業等)で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、私的なやりとりは一切行わない。
- ② 教職員は、SNSのアカウントやメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を、事前に管理職に届け出る。但し、学習用Googleアカウントは除くこととする。
- ③ 教職員は、生徒からSNS等で相談があった場合、管理職に報告した上で、組織的に対応する。

(附則) この校内ルールは、令和3年11月29日より実施